(3) 地域整備事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
		実質収支		職員給与費比率	2年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
3年度	千円	千円	千円	%	%
	294,368	276,161	57,022	19.4	20.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は0円である。

区分	職員数		一人当たり			
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
3年度		千円	千円	千円	千円	千円
	8	27,997	7,705	11,320	47,022	5,878

(参考)都道府県平均 人当たり給与費 7,047

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任 用職員を含まない。

② 職員の平均年齢, 基本給及び平均月収額の状況(令和4年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮城県	36.2 歳	311,947 円	494,968 円
都道府県平均	37.1 歳	382,693 円	587,597 円

- 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 - 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宮城県企業局(地域整	宮城県 (一般行政職)					
1人当たり平均支給額(3年度)			1人当たり平均支給額(3年度)			
	1,415	千円		1,647	千円	
(3年度支給割合)			(3年度支給割合)			
期末手当	勤勉手	·当	期末手当	勤勉手	当	
2.40 月分 1.90 月分		2.40 月分	1.90	月分		
(1.35)月分	(0.9)	月分	(1.35)月分	(0.9)	月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による	加算措置	職制上の段階、職務の級等による	加算措置			
◆役職加算 5~20%		·役職加算 5~20%				
·管理職加算 15~25%			·管理職加算 15~25%			

(注)()内は,再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(会和4年4月1日現在)

宮城県 (一般行政職)								
(支給率) 自己都合 勧奨・定年								
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分								
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分								
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分								
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分								
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~ 20%加算)								
1人当たり平均支給額 1,754 千円 21,832 千円								

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

7 10 3 1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2 1 2 E 1									
支給領	実績(3年度決算)		1,343 千円						
支給職員1人当た	り平均支給年額(3年		167,830 円						
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	一般行政職の制度(支給率)					
仙台市	4.5 %		8 人	4.5 %					
上記以外の県内市町村	1.5 %		0 人	1.5 %					

工 時間外勤務手当

支給実績(3年度決算)	2,362 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	337 千円
支給実績(2年度決算)	3,025 千円
職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)	432 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(3年度決算)」と同じ年度 の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を 除く。) であり, 短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当(令和4年4月1日現在)

	1 (分相4年4月1日現	一般行政	一般行政	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	内容及び支給単価	職の制度と の異同	職の制度と異なる内容	(3年度決算)	平均支給年額 (3年度決算)
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち, 企業職員給与規程で指定するものに支給	同じ		748 千円	747,600 円
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 1人につき10,000円 *扶養親族である子のうち, 満15歳に 達する日後の最初の4月1日から満22歳 に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算 3 父母等 1人につき6,500円	同じ		1,092 千円	218,400 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 1 月額23,000円以下の家賃を支払って いる職員 家賃-12,000円 2 月額23,000円を超える家賃を支払っ ている職員 11,000円・(家賃-23,000円) /2で27,000円を限度 ※県の職員宿舎等に入居している者に は支給しない	同じ		1,005 千円	201,000 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000 円を超えない場合 定期券又は回数券の価格(最も経済的 かつ合理的なもの) ・1箇月当たりの運賃等相当額が55,000 円を超える場合 55,000円・65,000円を超える額/2)で 65,000円を限度 2 自動車等の使用者 著使用距離(片道)により2,000円〜 31,600円 イ普通自動車等使用者 使用距離(片道)により2,000円〜 52,500円	同じ		1,152 千円	144,041 円

特定管理職員(管理職手当支給職員)が、臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給支給額、勤務1回につき4,000円~12,000円特定管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合支給額勤務1回につき2,000円~6,000円	同じ		3 千円	3,000 円
--	----	--	------	---------